

空き家の放置は危険です！



近年、人口減少、少子高齢化などを原因として、空き家の数が増加しています。この中には、適正に管理されないことにより、周辺へ悪影響を及ぼす空き家もあります。

適正に管理されていない空き家は、老朽化や雪害による倒壊などで周囲に被害を及ぼすほか、防災、防犯、衛生、景観などさまざまな点において住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空き家を適正に管理することは所有者等*の責任です。万が一事故が発生すると、所有者等の責任として損害賠償を問われる可能性があります。

所有者等 * … 所有者または法定相続人等

特定空き家等とは？

- 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

自治体の調査によって「特定空き家等」と判断されたものは、行政指導の対象となります。所有者等には撤去や修繕に関する助言又は指導・勧告・命令がなされ、従わなければ行政代執行を行う場合があります。

■ 勧告が行われた特定空き家等に係る敷地は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外され、税額が最大6倍になります。

■ 行政代執行の経費はすべて所有者等に請求されます。

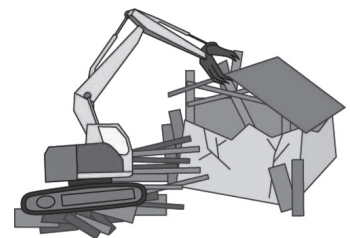
空き家解体補助事業についてのご案内

【補助対象内容】

- 補助対象の建物 ①②のいずれか
 - ① 特定空き等に認定された建物
 - ② 道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等(注)②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。
- 事業実施者
 - ・ 所有者等(所有者または法定相続人等)に限ります。
 - ・ 所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。 ※権利者の同意必須
- 公共事業による移転等の事業は含みません。
- 対象事業費が500,000円以上のもの
- 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾または許可を得ているもの

【補助金額】

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2 (上限500,000円)
- 町内業者が解体撤去工事を行う場合は100,000円を加算します。



【募集期間】

- 5月16日から6月9日まで
- 建設課窓口、町ホームページにある様式を必要書類と合わせて下記までご提出ください。

【注意点】

- 様式第1号(事前協議書)の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示いたします。(6月下旬を予定)

【問い合わせ】白鷹町空き家相談窓口：建設課 都市・住宅係 ☎ 85-6140

移住・定住 施策

人口減少を抑制するための施策の一つ「移住・定住」に関する令和5年度の事業を紹介します。



町外から転入された方へ

■ しらかが若者移住定住支援交付金

- 対象世帯：条件すべてを満たす世帯
- ①転入時において、夫または妻のどちらかが45歳未満である夫婦世帯または、45歳未満の方と中学生以下のお子さんがいる世帯
- ②令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に転入した方。ただし町から転出後1年に満たない間に再

転入した方は対象となりません。

- ③会社などの転勤による異動でない世帯
- ④進学による異動でない世帯
- ⑤5年以上定住の意思のある世帯
- ※5年以内に転出した場合の返還規定があります。

基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下の子どもがいる世帯) ※出産予定を含む	
	1～2人	3人目以降
10万円	10万円	1人増すごとに 5万円ずつ加算



県外から山形県へ移住された方へ

■ 移住支援金事業

東京23区(在住者または通勤者)から山形県内(または白鷹町内)に移住し、県が設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する企業に就業した方などに対し、最大100万円の移住支援金を支給します。

■ 山形県移住世帯向け食の支援事業

県外から山形県へ移住された方に対し、米・味噌・醤油を提供します。

※県、町の移住相談を経て転入された方が対象

- ①県外から県内の市町村に転入すること
- ②転入前に公的相談窓口などを利用していること
- ③世帯主が会社の転勤や進学による異動でないこと

【お問合せ先】 白鷹町企画政策課コミュニティ推進係 ☎ 85-0830



空き家をお持ちの方へ

■ 白鷹町空き家バンク事業

空き家バンクでは、空き家を売りたい方、貸したい方の情報を集約し、利活用したい方へ紹介します。

○登録に必要な書類

・登録申込書、身分証、物件情報などの提出書類の詳細は事業主体までお問い合わせください。

○事業主体：白鷹町空き家対策ネットワーク協議会



空き家の管理でお困りの方へ

■ 「空き家管理サービス」

空き家を今すぐ利活用できない方や遠方で管理が行き届かない方のために、管理をサポートします。

コース	料金
お手軽コース	月額 5,000円/棟
しっかりコース	月額 10,000円/棟

【事務局】(有)守屋工務店内 ☎ 85-2540



お住まいをお探しの方へ

■ 空き家利活用支援交付金事業

空き家バンク物件を取得され5年以上定住の意思がある方に交付金を交付します。

※返還規定があります。

【お問合せ先】 白鷹町建設課 都市・住宅係 ☎ 87-6140

子育て加算
あります

契約種類	基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下の子どもがいる世帯) ※出産予定を含む	
		1～2人	3人目以降
売買	50万円	10万円	1人増すごとに 5万円ずつ加算
賃貸	5万円		